

問6 A法人の運営するX事業所を別のサービスに変更した場合の取扱いについて、変更前の期間についても補助金の対象とすることは可能か。

(答)

事業所の職員に変更がない等、サービス変更の前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県において認める場合、補助金の対象とすることが可能。なお、処遇改善計画書及び実績報告書の個表には、それぞれの事業について期間を分けて2行分記載すること。

<参考：記入例（補助金別紙様式2-2）>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	介護職員処遇改善支援補助金 別紙様式2-1 2賃金改善計画について								
																						① 介護職員処遇 改善支援補助 金の見込額 (a'×b×c×d) [円]	②ⅰ) 介護職員 の賃金改 善額[円]	ベースアッ プ等による 賃金改善 額[円]	②ⅱ) その他職 種の賃金 改善額 [円]	ベースアッ プ等による 賃金改善 額[円]				
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	〇〇市	〇〇県	〇〇市	〇〇デイサービスセンター	通所介護	加算Ⅰ	200,000	10.00	1.0%	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	40,000	30,000	24,000	10,000	8,000	
2	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	〇〇市	〇〇県	〇〇市	〇〇デイサービスセンター	地域密着型通所介護	加算Ⅰ	200,000	10.00	1.0%	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	120,000	90,000	72,000	30,000	24,000